

小委員会交渉で要求書を提出

市労連、夏期手当2.5月分以上・6月30日支給を要求

市労連は、5月19日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行い、夏期手当について2.5月分以上・6月30日支給を要求しました。これに対し当局は、財政状況の厳しさや、持続可能な大都市経営を実現していくため、外的要因に左右されない強い財政基盤の確立が重要であるとの認識を示し、夏期手当については、十分検討し改めて回答するとの考え方を示しました。

市労連 夏期手当について大都市協の統一要求を踏まえ、月収の2.5月分以上・6月30日支給を要求する。

当局 平素より皆さま方におかれましては、様々な取り組みに対して、ご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

ただいま、今年度の夏期手当についてのご要求をいただきました。

皆さまもご承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は、非常に厳しいものがあり、とりわけ私ども地方公務員の給与等の勤務条件につきましても、引き続き各方面から強い関心を集めているところでございます。

また、本市の財政状況につきましても、長引く物価高騰などにより、市民の暮らしや事業者の経営環境に対する支援をはじめ、光熱費の高騰や公共事業費の増加など、追加の財政需要が生じており、一層厳しくなることが見込まれております。

このような中でも、持続可能な大都市経営を実現していくため、外的要因に左右されない強い財政基盤の確立が重要であり、今後の財政運営にあたっては引き続き、危機感を持っ

て臨む必要があります。

いずれにしても、夏期手当につきましては、ただ今ご要求をお受けしたところであり、多額の支出を要するため、十分検討したうえで、改めて回答させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2025年5月19日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市労働組合連合会

執行委員長 北川 学

夏期手当について

職員の夏期手当について、下記のとおり支給されるよう要求します。

記

1. 要 求 額 月収の2.5月分以上
2. 支 給 日 6月30日（月）

以 上